

あきる野市ナラ枯れ対策事業補助金のお知らせ

カシノナガキクイムシ等を原因とするナラ枯れについては、市内全域に広がり、今後さらに拡大していくことが懸念されます。ナラ枯れは、森林景観の悪化や生物多様性に影響を及ぼす可能性があり、また、枯損した樹木の倒木等により人身等に危害を及ぼす可能性もあります。

このため、市では、ナラ枯れ対策を実施する方に対し、その経費の一部について、あきる野市ナラ枯れ対策事業補助金を交付し、ナラ枯れ被害の拡大を防止します。

※ 被害木とは、フラス（木くずとカシノナガキクイムシ等の排せつ物が混ざった物）が確認されている樹木のことを指します。

1 補助金を受けることができる方（申請者）

補助金を受けるには、次の要件を全て満たしている必要があります。

- （１） 市内の被害木又はナラ枯れによる被害を受けるおそれがあるコナラ、ミズナラ等のブナ科の樹木の所有者又は管理者
- （２） 市税の未納がない方

2 補助の対象となる事業と補助金額

区分	補助対象事業	補助金額
防除	・ 薬剤の樹幹注入 ・ 粘着剤、薬剤の散布 ・ ビニールシート等被覆 ・ 立木くん蒸 ・ トラップ等を利用した誘引捕殺	補助対象経費の2分の1の額又は10万円のいずれか低い額
伐採	・ 伐採くん蒸、破碎等 ※ 枯損し、倒木、落枝等により人身、家屋等に危害を及ぼすおそれがある被害木を対象とする。	補助対象経費の2分の1の額又は20万円のいずれか低い額

注1 補助金の交付は、予算の範囲内で行います。

注2 補助金の額は、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

注3 同一の対策の区分に対して1回限りとし、合計20万円を限度とします。

注4 補助対象事業は、一般社団法人日本森林技術協会が作成するナラ枯れ被害対策マニュアルを基本として対策を行う事業とします。※ナラ枯れ被害対策マニュアルが必要な方は、ご連絡ください。

注5 薬剤については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）により登録されている農薬に限ります。

3 申請に当たっての注意事項

- （１） 書類の作成に当たっては、消えるボールペン、鉛筆書きによるものは不可です。
- （２） 提出された書類は、結果を問わず返却いたしません。
- （３） 補助金交付申請時において納税状況等の確認その他必要な調査のため、環境政策課から関係部署に確認を行います。

4 申請方法

事前相談を終えた後、必要な書類を全て揃え、下記提出先へご提出ください。

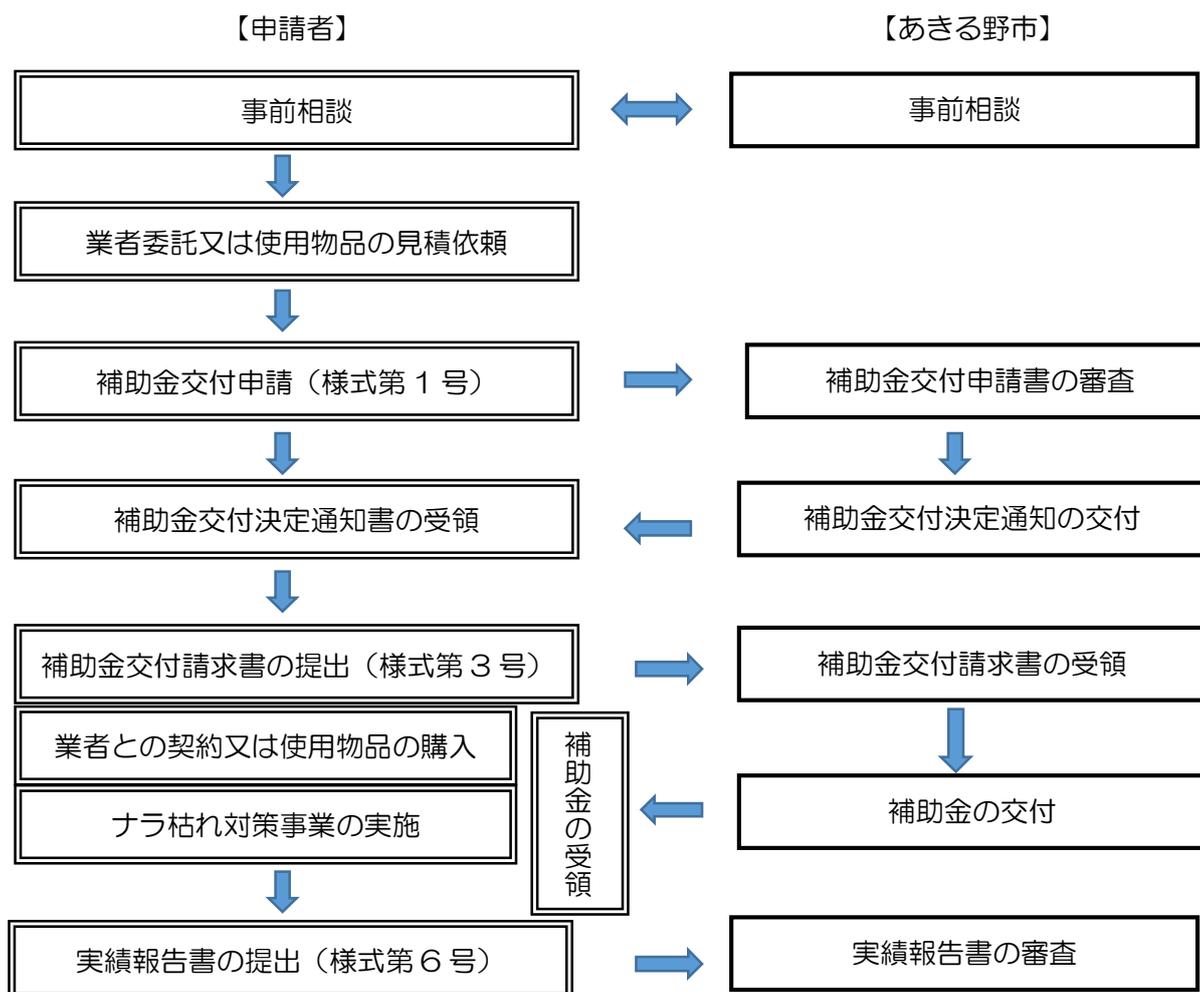
申請書等提出先

あきる野市 環境農林部 環境政策課 環境の森推進係

住所：あきる野市五日市411（五日市出張所内） ※ 8：30～17：15 土日・祝日除く

※ あきる野市役所本庁舎では受け付けておりませんので、ご注意ください。

5 補助金申請から実績報告書提出までの流れ



注1 補助金の交付に関する各種様式等は、市ホームページからダウンロードできます。

注2 事前相談後、補助金交付申請書（様式第1号）と添付書類を提出してください。

注3 **業者との契約又は使用物品の購入は、補助金の交付決定後に行ってください。**

注4 補助金交付決定通知書を受領した後、速やかに補助金交付請求書（様式第3号）を提出してください。

注5 補助事業の内容を変更する場合は、事前に相談していただくとともに、変更等承認申請書（様式第4号）と添付書類を提出してください。

注6 補助事業完了後、速やかに補助金実績報告書（様式第6号）と添付書類を提出してください。

注7 補助対象事業は、必ず同一年度内に完了してください。

注8 補助金の交付申請、請求等に係る書類を5年間保存してください。



ナラ枯れとは、ナラ類、シイ・カシ類の樹木を枯らす病原菌とこの病原菌を媒介するカシノナガキクイムシによる樹木の伝染病です。

樹木の食害により、森林の多面的機能の低下、枯死木による危険、被害木による景観の悪化を及ぼす可能性があります。

駆除にご協力をお願いします。



問合せ先

あきる野市五日市411（五日市出張所内）

あきる野市 環境農林部 環境政策課 環境の森推進係

電話：042-595-1120（直通） ※ 8:30~17:15 土日・祝日除く